

議案第 8 2 号

埼玉県都市競艇組合の規約の変更について

加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町及び同郡大利根町を廃し、その区域をもって加須市を設置することに伴い、別紙のとおり埼玉県都市競艇組合の規約を変更することについて、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 1 3 条第 1 項の規定により協議するため、同条第 2 項において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により議決を求める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

(別紙)

埼玉県都市競艇組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県都市競艇組合同規約(昭和32年指令地収第1549号)の一部を次のように変更する。

第2条中「、加須市」を削り、「及び本庄市」を「、本庄市及び加須市」に改める。

附 則

この規約は、平成22年3月23日から施行する。